

岩手県告示第286号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和5年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年3月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社三和水道工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通一丁目15番7号
    - ウ 代表者の氏名 長谷川一行
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第1897号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和5年3月7日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年2月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社近江建設
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町砂子田字高田88番地3
    - ウ 代表者の氏名 近江育夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第3069号
  - (3) 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和5年2月7日付けで管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年3月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 リヒテック株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字室岡第7地割55番地6
    - ウ 代表者の氏名 針生麻梨
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第6984号
  - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和5年3月6日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年3月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社田村組
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上飯岡15地割83番地1
    - ウ 代表者の氏名 田村貞二
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第8376号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和5年3月8日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和5年3月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 渡邊設備工業
  - イ 主たる営業所の所在地 遠野市中央通り4番23号
  - ウ 代表者の氏名 渡邊善弘
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第9196号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年3月28日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年3月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 夢家企画工房
  - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町川原小屋103番地5
  - ウ 代表者の氏名 高橋達司
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第50112号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年3月14日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年2月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 千田板金
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢古城字丑沢35番地
  - ウ 代表者の氏名 千田和光
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第60274号
- (3) 処分の内容 鍍金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年2月20日付けで鍍金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年3月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ワクイチ
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字中駒場1番地1
  - ウ 代表者の氏名 富原仁善
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第70115号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年3月28日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年3月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 小野寺工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字倉町42番地1
  - ウ 代表者の氏名 小野寺利美

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第70207号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年3月16日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和5年3月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社山二

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市肴町3番30-208号

ウ 代表者の氏名 岩瀬和香子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第20552号

(3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年2月27日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和5年3月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 鈴木工務店

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字中井沢7番地14

ウ 代表者の氏名 鈴木二

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第90184号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年3月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。